

地域支援事業の構成

<従前>

介護保険制度

<現行（平成27年度～）>

【財源構成】

国 25%

都道府県 12.5%

市町村 12.5%

1号保険料 23%

2号保険料 27%

【財源構成】

国 38.5%

都道府県 19.25%

市町村 19.25%

1号保険料 23%

介護給付（要介護1～5）

介護予防給付（要支援1～2）

訪問看護、福祉用具等

訪問介護、通所介護

介護予防事業

又は**介護予防・日常生活支援総合事業**

○ 二次予防事業

○ 一次予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

包括的支援事業

○ 地域包括支援センターの運営

・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業

○ 介護給付費適正化事業

○ 家族介護支援事業

○ その他の事業

介護給付（要介護1～5）

介護予防給付（要支援1～2）

新しい介護予防・日常生活支援総合事業（要支援1～2、それ以外の者）

○ 介護予防・生活支援サービス事業

・訪問型サービス

・通所型サービス

・生活支援サービス（配食等）

・介護予防支援事業（ケアマネジメント）

○ 一般介護予防事業

包括的支援事業

○ 地域包括支援センターの運営

（左記に加え、地域ケア会議の充実）

○ 在宅医療・介護連携の推進

○ 認知症施策の推進

（認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業等）

○ 生活支援サービスの体制整備

（コーディネーターの配置、協議体の設置等）

任意事業

○ 介護給付費適正化事業

○ 家族介護支援事業

○ その他の事業

従前と同様

総合事業に移行

全市町村で実施

多様化

充実

地域支援事業

地域支援事業